平成２５年（フ）第１１０６号
東京都世田谷区成城８丁目28―13―306
債務者　望月　二美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和博
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０７号
東京都世田谷区成城８丁目28―13―306
債務者　大利万千恵
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和博
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０８号
東京都世田谷区成城８丁目28―13―306
債務者　大利　和利
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和博
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０９号
東京都府中市北山町４丁目13―１―102
債務者　大石佐和美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和博
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６７号
静岡県富士市松富町118番地　レオパレスＦＵＪＩ202号、前住所静岡県富士市松本223番地の21
債務者　渡邉　邦三
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４５号
千葉県松戸市松飛台329番地の６　コーポ中原１棟205号
債務者　白井　正幸
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　竜児
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
広島市安佐南区高取南２丁目46番16号
債務者　堺　　良輔
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田畑293番地１
債務者　北田　幸治
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田由紀子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
広島県尾道市久保２丁目23番10号
債務者　砂田　恭一
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山脇　将司
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
愛知県一宮市西島町１丁目１番地
債務者　ヤマゲンこと　金高　邦雄
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７６号
宮城県石巻市門脇字一番谷地30―４　仮設一番谷地南団地５号棟４号室、住民票上の住所宮城県石巻市門脇町１丁目３番26号
債務者　関東　賢次
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８６６号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目４番18号
債務者　宮部　俊典
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　治生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１号
群馬県太田市藤阿久町749番地４
債務者　仁和工業こと　仁和　英明
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２号
群馬県太田市藤阿久町749番地４
債務者　仁和　真美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県洲本市千草丙203番地１
債務者　横道　　久
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係